## 「ベトナム:最低賃金引き上げ」

三菱東京UFJ銀行 国際企画部CIBグループ

ベトナム政府は、2010年1月1日から外資系企業、地場企業の最低賃金を引き上げることを発表しました。外資系企業については、ハノイ・ホーチミンの都市部(エリア1)では月120万ドンから134万ドンに引き上げられます。

## 1. 最低賃金引き上げ

ベトナム政府は、2010年1月1日から外資系企業、地場企業の月額最低賃金を引き上げることを 発表した(政令98/2009/ND-CP[外資系企業]、政令97/2009/ND-CP[地場企業])。詳細、下表ご参照。

外資系企業は、エリア1が120万ドンから134万ドン、エリア2が108万ドンから119万ドン、エリア3が95万ドンから104万ドン、エリア4が92万ドンから100万ドンに引き上げられる。エリア1の月額賃金を現在の為替レートで米ドル換算すると75米ドルで、2009年1月時点での換算額72米ドルと比べて、3米ドル程度の上昇に止まる見込みである。

地場企業は、エリア 1 が 80 万ドンから 98 万ドン、エリア 2 が 74 万ドンから 88 万ドン、エリア 3 が 69 万ドンから 81 万ドン、エリア 4 が 65 万ドンから 73 万ドンに引き上げられる。

【ベトナム:外資系企業の法定月額最低賃金の推移】

①エリア改定前				②エリア改定後						
	エリア	2008.1.1~ 2008.12.31 ドン建て			エリア	2009.1.1~ 2009.12.31		2010.1.1~		
					,,	ドン建て	米ドル 換算	ドン建て	米ドル 換算	
エリア1	ハノイ、ホーチミン の都市部	1,000,000	مرر	エリア1	ハノイ、ホーチミンの都市部 ハノイ市(旧ハタイ省ハドン市)	1,200,000 1,200,000	72 72	1,340,000	75	
<b>エリア2</b>	ハノイ、ホーチミン の都ででは、おいまでは、 の都では、 の都では、 の本では、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 からでも、 りらでも、 からでも、 もっと、 もっと、 もっと、 もっと、 もっと、 もっと、 もっと、 もっ	900,000		エリア2	ハノイ、ホーチミンの都市部の外側 ハイフォン市の都市部、ハロン市 ビエンホア市、ブンタウ市 ビンズオン省トゥーザウモット・トウアンアン・ジアン・ベンカット・タウエン ハノイ市(旧ハタイ省トゥオンティン・ホアイドゥク・ダンフォン・タックタット・クックアイ・ソンタイ) バイフォン市トゥイグエン・アンズオン ダナン市 カントー市ニンキエウ・ビントゥイ ドンナイ省ロンカイン・ニョンチャック・ロンタイン・ビンキュー・チャンボム	1,080,000	65 65	1,190,000	66	
エリア3	その他地域	800,000		エリア3	バリア=ヴンタウ省タンタイン ハノイの都市部の外側で上記「エリア2」を除く地域 バクニン省バクニン市トゥーソム・クエボ・ ティエンズー・イエンフォン バクザン省バクザン市・ベトイエン・イエンズン フンイエン省フンイエン・ミーハオ・バンラム・ バンザン・イエンミー ハイズン省ハイズン市・カムザン・ナムサック・ チリン・キムタイン・キムモン ビンフック省ビンイエン市・フックイエン ハイフォン市の上記「エリア2」を除く地域 ハイフォン市の上記「エリア2」を除く地域 ハイフォン市インボイフック カインホア省ニャチャン市・カムラン タイニン省チャンバン ビンズオン省、ドンナイ省、カントー市の上記「エリア2」を除く地域 ロンアン省タイアン・ドックホア・ベンルック・カンドゥオク バリア=ヴンタウ省バリア・チャウドゥク・ロンディエン・ダットドー・スエンモク	950,000	57	1,040,000	58	
(IIIEC)			L		その他地域	920,000	55	1,000,000	56	

(出所)各種資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

<sup>※</sup>試行期間終了後(雇用契約後)の最低賃金は上記の7%増し。エリア区分は2009年1月時点のものを記載。

<sup>※</sup>ドル換算レートは2009年1ドル=16,600ドン、2010年1ドル=17,900ドンで計算。

<sup>※</sup>地場企業の2009年1月以降の最低賃金は、エリア1=80万ドン、エリア2=74万ドン、エリア3=69万ドン、エリア4=65万ドン。

<sup>※</sup>地場企業の2010年1月以降の最低賃金は、エリア1=98万ドン、エリア2=88万ドン、エリア3=81万ドン、エリア4=73万ドン。

## 2. 物価上昇率の動向(ご参考)

2008 年に高騰していた物価は、落ち着きを取り戻している。賃金改定の際には、インフレ率の動向が参考にされるケースが多いため、ご参考までに、最近の品目別の物価上昇率を以下に記載する。

【ベトナム:消費者物価上昇率推移(前年同月比)】

(%)

<u> </u>	7.复名物画工开平16岁(时午时万丸/】									
	全体	食品	飲料・たばこ	衣服	住居	家具·家電	交通·通信	保健	教育	文化
2008年1月	14.1	22.0	6.9	7.1	16.9	5.5	7.2	7.5	2.0	1.6
2月	15.7	25.2	6.3	7.2	16.4	5.2	8.7	7.6	1.9	1.9
3月	19.4	30.6	7.7	8.4	20.6	6.6	14.3	8.1	2.1	4.4
4月	21.4	34.1	8.7	8.9	22.6	7.2	15.8	8.4	2.3	5.0
5月	25.2	42.4	10.5	9.5	23.0	7.5	15.5	8.2	2.7	5.1
6月	26.8	45.6	11.5	9.9	23.7	8.4	14.9	8.1	3.2	4.2
7月	27.0	44.7	12.3	10.9	24.9	9.6	15.3	9.5	4.2	4.8
8月	28.3	44.2	12.4	11.6	27.4	10.5	25.6	10.1	5.1	5.8
9月	27.9	42.7	13.0	12.1	26.1	11.4	26.1	10.0	6.2	8.3
10月	26.7	40.6	13.3	12.6	22.8	12.0	24.8	9.8	6.7	9.5
11月	24.2	37.6	13.8	13.1	14.7	12.5	19.3	9.7	6.8	9.9
12月	19.9	31.9	13.1	12.9	8.5	12.7	6.6	9.4	6.9	10.3
2009年1月	17.5	27.6	13.2	13.0	6.2	12.4	2.9	9.2	6.7	12.1
2月	14.8	22.2	12.0	11.9	6.5	12.4	1.3	9.1	6.7	9.5
3月	11.3	17.1	11.7	11.2	3.1	11.1	-4.8	8.6	6.4	7.9
4月	9.2	14.0	11.4	10.3	0.9	10.3	-6.5	8.0	6.1	6.7
5月	5.6	6.5	9.7	9.6	0.7	9.9	-5.1	7.7	5.7	6.1
6月	3.9	3.4	9.2	9.1	0.2	9.2	-4.2	7.3	5.1	6.0
7月	3.3	2.3	8.7	7.9	0.4	8.0	-1.8	5.6	4.2	5.6
8月	2.0	1.7	8.1	7.4	0.2	7.1	-8.8	4.4	3.2	4.6
9月	2.4	1.8	8.3	7.3	0.7	6.3	-6.2	3.8	6.2	3.3
10月	3.0	2.5	7.7	6.8	2.4	5.8	-4.6	3.4	6.2	3.0

(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

## 《ベトナム関連レポート》

「AREA Report 147 ベトナム投資環境レポート ~南部編:パート 4~ 2007 年 11 月 26 日」「AREA Report 148 ベトナム投資環境レポート ~中部編:パート 2~ 2007 年 12 月 21 日」「AREA Report 187 ベトナム投資環境レポート ~北部編:パート 4~ 2008 年 12 月 18 日」

本レポートに関するお問い合せ先 国際企画部CIBグループ 北村広明

E-mail:hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

TEL: (東京)03-3240-7864

・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。